

## 一般競争入札公告

社会福祉法人黎明会では下記の内容の入札に参加する業者を公募いたします。

1. 件名 社会福祉法人黎明会 診療施設 南台病院  
医薬品購入における入札
2. 場所 東京都小平市小川町1丁目485番地
3. 契約内容 詳細は別紙（仕様書）のとおり
4. 募集期間 平成30年11月2日(金)から平成30年11月8日(木)17時まで  
募集期間中に入札参加申込書を下記担当者まで提出してください。  
(郵送・メール・FAX可)
5. 入札日時 平成30年11月19日(月) 11時00分
6. 入札場所 東京都小平市小川町1丁目485番地  
社会福祉法人黎明会 やすらぎの園4階 黎明ホール
7. その他 現場説明会は実施いたしません。納入場所の見学は随時受け付けます。  
事前に連絡のうえ来所してください。  
仕様書の内容に関する質問はFAXまたはメールでお願いいたします。

### 担当者

社会福祉法人黎明会 法人本部 川田

TEL 042-346-6611 (平日9:00~17:00)

FAX 042-345-5975

メール [kawada@reimeikai.or.jp](mailto:kawada@reimeikai.or.jp)

8. 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当していないこと
  - (2) 東京都内に契約締結権限がある本店、支店又は営業所があること
  - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて、医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること
  - (4) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）にないこと
  - (5) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること
    - ア：役員又は契約を締結する事務所の代表が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」第2条第6号に規定する者であると認められる者
    - イ：暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる者
    - ウ：役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
    - エ：役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与、又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ：役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

カ：次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の施行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人として使用した者

## 9. 入札に関する説明事項

### (1) 入札の方法

ア：入札書には総価格（消費税抜き）を記入すること。

イ：入札書は封筒に入れ、封をし、封書には入札参加者の方の名刺をクリップで留めること。

### (2) 予定価格

入札に際しては、予定価格を設定する。

### (3) 入札の無効

本公告の示した入札参加資格のない者の入札、提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (4) 落札者の決定方法

ア：予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ：第 1 回目の入札が不調となった場合、直ちに再度入札に移行する。

ウ：入札施行回数は、3 回を限度とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は、第 1 号に規定する無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

エ：落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

### (5) 開 札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

### (6) 公正な入札の確保

ア：入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ：入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ：入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。